

## 静岡インターネットホームページサービス規約

### 第1節 総則

---

#### 第1条（利用目的）

静岡インターネット株式会社（以下当社といいます）は、当社が定めたこの「静岡インターネットホームページサービス規約」（以下「この規約」といいます）によって静岡インターネットホームページサービスを提供します。

#### 第2条（規約の変更）

1. 当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の静岡インターネットホームページサービス規約によります。
2. この規約を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることになる契約者に対して、当社の定めた方法により事前にその内容を通知します。

#### 第3条（用語の定義）

この規約において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

1. 静岡インターネットホームページサービス  
当社および当社が指定した業者が管理するコンピュータ機器（以下静岡インターネットホームページサーバーといいます）の電気的な保管空間を貸し出すとともに、当社が静岡インターネットホームページサーバーの機能の利用権を契約者に設定するサービス
2. 基本サービス  
静岡インターネットホームページサーバー上に契約者が専有しうる電気的なデータ保管空間を提供するとともに、別途当社の定める方法で通知するサーバー機能の利用権を設定するサービス
3. オプションサービス  
基本サービスにより契約者に提供されるデータ保管空間に有償で価値を付加するサービスオプションサービスにより契約者に専有されるデータ空間が発生する場合、その容量は基本サービスの利用容量に含まれる場合もあります。
4. 利用契約  
当社から静岡インターネットホームページサービスの提供を受けるための契約
5. 契約者  
当社と静岡インターネットホームページサービス利用契約を締結している方

#### 第4条（本規約の範囲）

当社の定めた方法により契約者に通知する当該サービスに関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとし、契約者はこれを承諾します。

### 第2節 静岡インターネットホームページサービスの種別とその内容

---

#### 第5条（サービス種別）

静岡インターネットホームページサービスは、基本サービスとオプションサービス

の2種類のサービスの組み合わせ、もしくは基本サービスのみで提供されます(以下これらの各種別を「サービス種別」といいます)。当社は、オプションサービスのみ提供は行わないものとします。

また、それぞれの種別ごとに個別の機能を提供するサービス(以下「サービス品目」といいます)を行うことができるものとします。

#### 第6条(基本サービス)

基本サービスにおいて提供される機能、サービス品目については、当社の定める方法で通知いたします。

#### 第7条(オプションサービス)

オプションサービスに置いて提供される機能、サービス品目については、当社の定める方法で通知いたします。

### 第3節 利用契約

---

#### 第8条(利用契約の単位)

静岡インターネットホームページサービスの利用契約は、当社が定めた契約容量を単位として締結します。

#### 第9条(契約者による第三者に対するサービスの提供)

契約者が静岡インターネットホームページサービスを用いて、第三者に独自のサービスを行う場合は、当社が別途定める方法により、当社の承諾を得るものとします。この場合、契約者は当該第三者に本規約を遵守させるものとします。

#### 第10条(最低利用期間)

当社は、それぞれのサービス種別ごとに最低利用期間を定めることができます。

#### 第11条(権利譲渡の禁止)

契約者は、静岡インターネットホームページサービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を第三者に譲渡することはできません。

### 第4節 利用申込等

---

#### 第12条(利用申込)

1. 当社は契約申込者が記名捺印した利用申込書の提出をもって利用申込を受け付け、必要な審査・手続等を経た後に当該利用申込を承諾します。
2. 静岡インターネットホームページサービス利用契約は、利用申込に対して、当社がこれを承諾したときに成立します。
3. 第1項の利用申込書の提出にあたっては、当社が指定した第三者による取次を認めます。
4. 第1項の利用申込書の提出は、当社が認める場合に限り、インターネット等を用いたオンラインによる申込に替えることができます。

#### 第13条(利用申込の受付とサービスの開始)

当社が利用申込を承認した場合、利用者に対してサービス開始日・申込内容を明記したサービス開始の確認書および必要な ID・パスワードを文書により通知します。利用者はサービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に関わらず、当社のできる方法により利用料金を支払うこととします。ただし、当社の責によりサービスが利用できなかった場合はこの限りではありません。

#### 第 14 条（申込の拒絶）

1. 当社は、事由のいかんにかかわらず、静岡インターネットホームページサービスの利用申込を承諾しない場合があります。
2. 前項の規定により、当社が静岡インターネットホームページサービスの利用申込を拒絶する場合は、当社は、申込者に対し書面によりその旨を通知します。

### 第 5 節 契約事項の変更等

---

#### 第 15 条（契約事項の変更等）

1. 契約事項は、静岡インターネットホームページサービス種別の変更等を請求することができます。この場合、当社が別に定める申請等により所定の事項を記載した書面を提出するものとします。
2. 当社は、前項の請求があったときは、「第 4 節 利用申込等」の規定に準じて取り扱います。

#### 第 16 条（法人の契約者の地位の承継）

1. 契約者である法人が合併その他の理由により、その地位の承継があったときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人等は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から 30 日以内にその旨を当社に通知するものとします。
2. 第 14 条（申込の拒絶）の規定は、前項の場合に準用します。
3. 前 2 項の場合において、地位を継承した者が 2 名以上あるときは、そのうちの 1 名を当社に対する代表者と定め、あわせて書面によりその旨を当社に通知してください。これを変更したときも同様とします。
4. 契約者の氏名等の変更  
契約者は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。

#### 第 17 条（個人の契約者の地位の承継）

1. 契約者である個人が死亡した場合には、当該個人に係る静岡インターネットホームページサービスは終了します。ただし、相続開始の日から 2 週間を経過する日までに当社に申し出ることにより、相続人（相続人が複数あるときは、遺産分割協議により契約者の地位を承継をしたもので 1 名に限る）は、引き続き当該契約による静岡インターネットホームページサービスの提供を受けることができます。この場合、相続人は死亡した契約者の当該契約上の地位を承継するものとします。
2. 第 14 条（申込の拒絶）の規定は、前項の場合に準用します。

#### 第 18 条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。

## 第6節 提供の停止等

---

### 第19条（提供の停止）

当社は、契約者が次の各項のいずれかに該当する場合には、期間を定めて静岡インターネットホームページサービスの提供を停止することがあります。

1. 静岡インターネットホームページサービスの料金、割増金または遅延損害金等を支払期日を経過してもなお支払わないとき
2. 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
3. 前各号の掲げる事項のほか、この規約に違反する行為で、当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき。
4. 第9節「情報の取り扱い」の規定に違反したとき

### 第20条（提供の停止実施期日および実施期間の通知）

当社は、第19条の規定により静岡インターネットホームページサービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめ、実施期日および実施期間を契約者に、当社の定める方法で通知します。

### 第21条（提供の中止）

当社は、次の各項のいずれかに該当する場合、静岡インターネットホームページサービスの提供を中止することがあります。

1. 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
2. 当社の電気通信設備にやむをえない障害が発生したとき
3. 第24条（通信利用の制限）の規定によるとき
4. 第1種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより静岡インターネットホームページサービスの提供を行うことが困難になったとき

### 第22条（提供の中止実施期日および実施期間の通知）

1. 当社は、第21条（提供の中止）第1項の規定により静岡インターネットホームページサービスの提供を中止しようとするときは、その14日前までにその旨を契約者に、当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
2. 第21条（提供の中止）第2項、3項、4項により中止するときは、あらかじめ、その理由、実施期日および実施期間を契約者に、当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第23条（通信利用の制限）

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、静岡インターネットホームページサービスの提供を制限し、または中止する措置を取ることがあります。
2. 静岡インターネットホームページサービスをご利用の契約者で、当社の

電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときには、利用を中止することがあります。

#### 第24条（サービスの廃止）

1. 当社は都合により静岡インターネットホームページサービスの特定の種別及び品目のサービスを廃止することがあります。
2. 当社は前項の規定によりサービスの廃止をするときは、契約者に対し廃止する3ヶ月前までにその旨を通知します。
3. 契約者は第1項のサービスの廃止があったときは、当社に請求することにより、当該廃止に係るサービスに代えて他の種別及び品目のサービスを受けることができます。この場合において、当該請求については第15条（契約事項の変更等）第1項および第2項の規定を準用します。

### 第7節 契約の解除

---

#### 第25条（当社が行う利用契約の解除）

1. 当社は、第19条（提供の停止）各項のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
2. 当社は、前項の規定により利用契約を解除しようとするときは、書面により契約者にその旨を通知します。

#### 第26条（契約者が行う利用契約の解除）

1. 契約者は、静岡インターネットホームページサービス契約を解除するとき（次項または第3項の規定による場合を除く）は、当社に対し、解除の日の2ヶ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が2ヶ月未満であるときは、解除の効力は、当該通知があった日から2ヶ月を経過する日に生じるものとします。
2. 契約者は、第21条（提供の中止）または第23条（通信利用の制限）に定めた事由が生じたことにより、静岡インターネットホームページサービスを利用することができなくなった場合において、契約者が当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解除することができます。この場合、解除はその通知が当社に到着した日にその効力が生じたものとします。
3. 第24条（サービスの廃止）第1項の規定により特定の種別のサービスが廃止されたとき（同条第3項の規定により、サービス種別または品目に変更があった場合を除く）は、当該廃止の日に当該種別に係る静岡インターネットホームページサービス契約が解除されたものとします。

### 第8節 料金等

---

#### 第27条（料金等）

静岡インターネットホームページサービスの料金および関連費用（以下「料金等」といいます）は以下の項目からなります。

1. 初期費用  
契約者が、サービスを受けるに当たって支払う加入料を含む一時金で、各サービス種別で定める細目からなります。
2. サービス月額費用  
契約者が、静岡インターネットホームページサービスの対価として支払う費用で、各サービス種別で定める細目からなります。
3. 契約事項の変更に伴う費用  
契約者のサービスの状態変更に係る費用で、サービス種別の変更を含めて、各サービス種別で定める細目からなります。

#### 第28条（契約者の支払義務）

契約者は、当社に対し、静岡インターネットホームページサービスの利用に係る前条に規定した初期費用、サービス月額費用および必要に応じて契約事項の変更に伴う費用を、サービス種別ごとに当社が定める方法で支払うものとします。

#### 第29条（料金等の請求時期および支払期日）

1. 静岡インターネットホームページサービスの料金等は、毎月当社の定める方法により請求いたします。
2. 当社は、初期費用を、契約成立後すみやかに支払期限を定めて請求します。
3. 前各項の定めにより料金等の請求を受けた契約者は、請求書に指定する期日までに、当社が指定する方法により、その料金等を支払うものとします。

#### 第30条（割増金）

静岡インターネットホームページサービスの料金等を不法に免れた方は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額を割増金として支払うものとします。

#### 第31条（遅延損害金）

契約者は、静岡インターネットホームページサービスの料金等または割増金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき未払額に対する年率14.5%の割増による遅延損害金を当社に支払うものとします。

#### 第32条（消費税）

契約者が当社に対しサービスに関する料金等を支払う場合、支払を要する額は、当該料金等の額に消費税相当額（消費税法、昭和63年法律第108号および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額）を加算した額とします。

### 第9節 情報の取り扱い

---

#### 第33条（契約者データ領域における責任）

1. 契約者は自己のデータ領域（データ保管空間）内でなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
2. 当社は契約者が登録したデータにつき、何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。
3. 契約者は、自己のデータ領域（データ保管空間）内での紛争等は自己の責任において解決するものとし、当社又はその他の第三者に迷惑を掛け、

あるいは何らの損害等も与えないこととします。

#### 第34条（禁止行為）

契約者は静岡インターネットホームページサービスの利用にあたって以下の行為をしないものとします。

1. 公序良俗に反する行為
2. 犯罪行為もしくは犯罪の恐れのある行為
3. 他人の著作権を侵害する行為
4. 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為
5. 他人の名誉を毀損しあるいは誹謗中傷する行為
6. その他、法令に違反する行為
7. 静岡インターネットホームページサービスの運営を妨げ、もしくは当社の信頼を毀損する行為

#### 第35条（損害賠償請求）

契約者が本規約に違反して当社に損害を与えた場合、当社は当該契約者に対して、当社が被った損害の賠償を請求するものとします。

### 第10節 バックアップ

---

当社はサーバーの故障・停止時の復旧の便宜を図るために備えて契約者の登録したデータの複写を、サーバーの故障・停止などに備えて保管することがあります。

#### 第36条（バックアップデータ）

1. 契約者の希望によりバックアップされたデータを復元する場合には、契約者は当社に所定の手数料を支払うものとします。
2. 契約者が登録したデータが消失するなどして、契約者が不利益を被った場合でも、当社は何らの責任も負わないものとします。

### 第11節 契約者のデータの権利

---

契約者が登録したデータの著作権法上の権利は、契約者に帰属するものとします。ただし、当社はこれらの権利を保護する義務を負わないものとします。

### 第12節 当社による編集・出版

---

当社は、契約者の情報を抽出・再編集して、静岡インターネットのホームページまたは書籍など出版物または放送媒体を通じて、発表することがあります。この場合の一切の権利は当社に帰属するものとします。

### 第13節 雑則

---

#### 第37条（通信設備等）

契約者は、自己の費用と責任において、静岡インターネットホームページサービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、インターネット接続業者との契約その他これらに付随して必要となるすべての機器およびサービスを準備し、かつ任意のインターネット接続サービスを経由して静岡インターネットホームページサービスを利用するものとします。

第38条（接続環境）

静岡インターネットホームページサービスを利用するために必要なインターネット接続環境は、当社の静岡インターネットダイヤルアップ型 IP 接続サービスに準ずるものとします。

第39条（指定ソフトウェア）

当社は、静岡インターネットホームページサービスの利用のために必要または適したソフトウェアを指定することがあります。この場合、契約者が他のソフトウェアを用いたときは、当社が提供するサービスを受けられないことがあります。

第40条（免責）

当社は、契約者が静岡インターネットホームページサービスの利用に関して損害を被った場合でも、理由のいかんを問わず、何らの責任も負いません。

第41条（合意管轄裁判所）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、静岡地方裁判所を契約者と当社の第一審の合意管轄裁判所とします。

第42条（契約者名の公開）

契約者は、当社の定める方法により、契約者名を公開することを承認します。